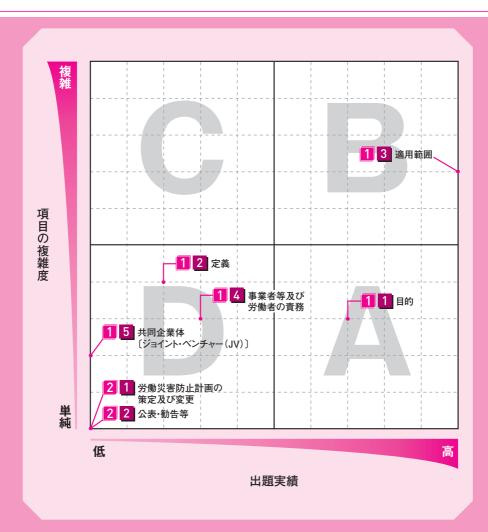
# 第一章

# 総則



1

# 目的等

1

目的(法1条)

# \*\*\*

労働安全衛生法は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための 危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を 講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職 場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の 形成を促進することを目的とする。H24-選DE

#### 1. 沿革 必修

労働安全衛生法は、従来の労働基準法第5章(安全及び衛生)を中核として、労働災害防止団体等に関する法律の第2章(労働災害防止計画)および第4章(労働災害の防止に関する特別規制)を統合したものを母体として技術革新、生産設備の高度化、元請下請労働者の混在作業などに伴う労働災害の防止対策を幅広く展開するための新しい規制事項を加えて成立した(昭和47年6月に成立し、一部を除き同年10月から施行)。

〈発展1.参照〉

# 2. 労働基準法との関係 必修

労働安全衛生法は、形式的には労働基準法から分離独立したものとなっているが、安全衛生に関する事項は労働者の労働条件の重要な一端を占めるものであり、第1条[目的]、第3条第1項[事業者の責務]、労働基準法第42条[労働者の安全及び衛生に関する労働安全衛生法への委任]等の規定により、労働安全衛生法と労働条件についての一般法である労働基準法とは一体としての関係に立つものであることが明らかにされている。 (昭和47.9.18発基91号)

# 2 定義 (法2条)

# \*\*\*

労働安全衛生法において、用語の意義は次のとおりとする。

i 「労働災害」とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、 ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因し **て、労働者が負傷し、疾病**にかかり、又は**死亡**することをいう。

- ii 「労働者」とは、労働基準法第9条に規定する労働者(同居の親 族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を 除く。)をいう。
- iii 「事業者」とは、事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

H26-8ア

- iv 「化学物質」とは、元素及び化合物をいう。
- v 「作業環境測定」とは、作業環境の実態をは握するため空気環境 その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析 (解析を含む。)をいう。

#### 1. 事業者 必修

「事業者」とは、その事業における**経営主体**のことをいい、したがって、個人企業にあってはその事業主個人、法人企業であれば法人そのものを指すことになる。これは、労働基準法上の義務主体である「使用者」と異なり、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、その安全衛生上の責任を明確にしたものである。なお、法人の代表者は事業者ではない。 H27-選D (昭和47.9.18発基91号)

#### 2. デザイン

「デザイン」とは、測定対象作業場の作業環境の実態を明らかにするために、当該作業場の諸条件に即した測定計画をたてることをいう。 (昭和50.8.1基発448号)

#### 3. サンプリング

「サンプリング」とは、測定しようとする物の捕集等をいう。

(同上)

### 4. 分析 (解析を含む。)

「分析(解析を含む。)」とは、サンプリングした試料に種々の理化学的操作を加えて、測定しようとする物を分離し、定量し、又は解析することをいう。なお、「解析」とは、騒音計、温度計などの物理的測定機器を用いて物象の状態を分析することをいう。(同上)

# **3** 適用範囲(法115条、昭和47.9.18発基91号)

# \*\*

労働安全衛生法は、同居の親族のみを使用する事業または事務所を除き、原則として労働者を使用する全事業について適用されるが、次の i から iii に掲げる者については適用されない。

# i 家事使用人

- ii 船員法の適用を受ける船員
- iii 国家公務員

なお、鉱山保安法第2条第2項および第4項の規定による鉱山の保安 (衛生に関する通気および災害時の救護を含む。) については、第2章 [労働災害防止計画] の規定を除き、労働安全衛生法の規定は適用されない。

#### 1. 適用事業 必修

労働者を使用する全事業 (原則)

#### 2. 適用除外 必修

次の(1)から(5)については労働安全衛生法は適用されない((5)については、第2章 [労働災害防止計画]以外の部分が適用されない)。

- (1) 同居の親族のみを使用する事業または事務所
- (2) 家事使用人
- (3) 船員法の適用を受ける船員
- (4) 国家公務員
- (5) 鉱山保安法の規定による鉱山の保安

# Point (2)

鉱山保安法の適用を受ける鉱山における保安(安全確保)については 鉱山保安法の規定が適用され、労働安全衛生法の規定は、保安以外の事 項(例えば通気を除く衛生に関する事項)について適用される。

#### 3. 派遣労働者に係る労働安全衛生法の適用区分 必修

派遣労働者に係る労働安全衛生法の適用区分は、次表のとおりである。

項目	派遣元	派遣先
総括安全衛生管理者	0	0
安全管理者		0
衛生管理者	0	0
産業医	0	0
作業主任者		0
安全衛生推進者	0	0
衛生推進者	0	0
安全委員会		0
衛生委員会	0	0
危険・健康障害の防止措置		0
危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント)		0
製造業等の元方事業者の講ずべき措置		0
定期自主検査		0
化学物質の有害性の調査		0
就業制限		0
雇入れ時の安全衛生教育	0	
作業内容変更時の安全衛生教育	0	0
特別教育		0
職長教育		0
作業環境測定		0
一般健康診断・保健指導	0	
特殊健康診断		0
長時間労働者への面接指導	0	
心理的な負担の程度を把握するための検査等*	0	
受動喫煙の防止		0
労働者死傷病報告	0	0

※検査結果の集団ごとの分析等は派遣先

(労働者派遣法45条)

#### (1) 総括安全衛生管理者等の取扱い

労働者派遣法により、派遣元及び派遣先の事業者の両方に責任が課されている総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者及び産業医の選任並びに衛生委員会の設置に関しては、派遣元の事業場及び派遣先の事業場の両方で派遣労働者もその事業場の労働者とみなすこととなるため、選任規模の算定に当たっては、派遣先の事業場及び派遣元の事業場の両方について、それぞれ派遣中の労働者を含めて、常時使用労働者数を算定しなければならない。

H27-9A ( 例題 1 ) ( 例題 2

#### (2) 安全管理者等の取扱い

労働者派遣法により、派遣先の事業者に責任が課されている安全管理者及び作業主任者の選任並びに安全委員会の設置に関しては、派遣先に派遣されている労働者は、派遣先の事業場の労働者とみなすこととなるため、選任規模の算定に当たっては、派遣元の事業場については、派遣中の労働者を除いて、派遣先の事業場については、派遣中の労働者を除いて、派遣先の事業場については、派遣労働者を含めて、それぞれ常時使用労働者数を算定することとなる。

例題1 例題3

#### 例題1

H19-9A

労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている<u>派遣先</u>の事業を行う者 (派遣先事業者) は、派遣中の労働者が安全又は衛生に関し経験を有する者であれば、 当該派遣中の労働者を、それぞれ<u>安全委員会</u>若しくは<u>衛生委員会</u>の委員に指名し、又 は安全衛生委員会の委員に指名することができる。

#### 解答 〇

法17条~法19条、派遣法45条1項、3項、8項。なお、設問の委員会の労働者側委員の指名に当たっては、派遣労働者も参画させる必要があり、また、派遣労働者を、労働者の過半数を代表する者に選任することもできる。

### 例題2

: H19-9B

派遣中の労働者に関しての総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者及び産業医の選任の義務並びに衛生委員会の設置の義務は、派遣先事業者のみに課せられており、当該事業場の規模の算定に当たっては、派遣先の事業場について、派遣中の労働者の数を含めて、常時使用する労働者の数を算出する。

#### 解答 X

法10条、法12条、法12条の2、法13条、法18条、派遣法45条1項、同令7条3項。設問の 義務は、派遣先及び派遣元の事業者双方に課せられている。

# Advice

#### 【例】衛生管理者の場合

派遣元の事業場においては、派遣中の労働者を含めた常時使用労働者が50人以上である場合に、衛生管理者を選任する必要があり、派遣先の事業場においても、派遣労働者を含めた常時使用労働者が50人以上である場合に、衛生管理者を選任する必要がある。

例題3 H19-9C

派遣中の労働者に関しての安全管理者の選任の義務及び安全委員会の設置の義務は、派遣元の事業の事業者(派遣元事業者)のみに課せられているが、当該事業場の規模の算定に当たっては、派遣元の事業場について、派遣中の労働者の数を含めて、常時使用する労働者の数を算出する。

#### 解答 X

法11条、法17条、派遣法45条3項、同令7条4項。設問の義務は、派遣先の事業者にのみ課せられている。

# Advice

#### 【例】安全管理者の場合

派遣元の事業場においては、派遣中の労働者を除いた常時使用労働者が50人以上である場合に、安全管理者を選任する必要があり、派遣先の事業場においては、派遣労働者を含めた常時使用労働者が50人以上である場合に、安全管理者を選任する必要がある。

#### (3) 安全衛生教育の取扱い 必修

派遣労働者については、次表のような取扱いとされている。

教育の種類	実施が義務付けられている事業者	
雇入れ時の教育	派遣元の事業者 H19-9D H26-10E H27-9B	
作業内容変更時の教育	派遣元及び派遣先の事業者 H19-9E	
特別教育及び職長教育	派遣 <mark>先</mark> の事業者 H27-9C	

- ・雇入れ時の教育は、労働者を雇い入れる事業者である派遣元の事業者が行わなければならない。
- ・作業内容変更時の教育についても、原則として、労働契約関係の当事者である派 遣元の事業者が行うべきものであるが、派遣先の事業者に実施義務を課した方が 適当な場合(使用する機器を変更するなど作業内容の変更が派遣先で行われる場 合等)もあるため、派遣元、派遣先の事業者の双方に実施義務が課せられている。
- ・特別教育及び職長教育は、現場の設備状況等に合わせて行う必要があるため、派 造先の事業者が行わなければならない。

#### (4) 派遣労働者に対する健康診断の実施 必修

種類	実施が義務付けられている事業者
一般健康診断 (保健指導・面接指導含む)	派遣元の事業者 H27-9D
特殊健康診断	派遣先の事業者 H27-9D

・特殊健康診断の実施義務は、原則として「派遣先」の事業者に課せられているの

であるが、ある派遣先で一定の有害業務に従事した後、派遣期間が満了し、現在 は派遣元において、又は他の派遣先に派遣されて有害業務以外の業務に従事して いる者に対する労働安全衛生法第66条第2項後段の規定に基づく特殊健康診断 (「特殊健康診断」のうち「有害業務従事後の健康診断」) は、「派遣元」の事業者 に実施義務が課せられている。

なお、ある派遣先で一定の有害業務に従事した後引き続き同一派遣先において 有害業務以外の業務に従事している者に対する労働安全衛生法第66条第2項後段 の規定に基づく特殊健康診断の実施義務は、当該「派遣先」の事業者にある。

(派遣法45条1項、3項、5項、派遣則40条1項)

# 4 事業者等及び労働者の責務(法3条、法4条)

#### \*\*\*

- I 事業者は、単に労働安全衛生法で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。H18-選D
- Ⅱ 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。H26-8オ
- Ⅲ 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工 期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条 件を附さないように配慮しなければならない。 H26-8イ
- IV 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者 その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよ うに努めなければならない。

#### 1. 趣旨

上記 I からⅢは事業者の義務、機械等の設計(製造・輸入)者の努力義務、建設工事の注文者等の配慮義務につき、上記Ⅳは労働者の協力の努力義務に関して一般原則を宣明したものである。

#### 2. 建設物を建設する者

上記Ⅱの「建設物を建設する者」とは、当該建設物の建設を発注した者を指す。

(昭和47.9.18基発602号)

#### 3. 注文者

「注文者」とは、仕事を他の者(請負人)に請け負わせている事業者をいう。

5 共同企業体〔ジョイント・ベンチャー(JV)〕(法5条1項、4項、則1条2項、4項)

# \*\*

- I **2以上**の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負った場合においては、そのうちの1人を代表者として定め、これを当該仕事の開始の日の14日前までに、当該仕事が行われる場所を管轄する労働基準監督署長を経由して、当該仕事が行われる場所を管轄する都道府県労働局長に届け出なければならない。
- Ⅱ Iに規定する場合においては、**当該事業を選定された代表者のみの** 事業と、当該**代表者のみ**を**当該事業の事業者**と、**当該事業の仕事に従** 事する労働者を当該**代表者のみが使用する労働者**とそれぞれみなし て、労働安全衛生法を適用する。

#### 1. 代表者の指名

事業者から代表者の届出がない場合は、都道府県労働局長が代表者を指名する。

(法5条2項)

#### 2. 代表者の変更

代表者の変更は、都道府県労働局長に届け出なければ、その効力を生じず、代表者変更の届出があるまでの間は、変更前の代表者が事業者としての義務を負わなければならない。 (法5条3項)



#### (代表者の選定)

上記 I の規定による代表者の選定は、出資の割合その他工事施行に当たっての責任の程度を考慮して行なわなければならない。 (則1条1項)